

特集

市民税・県民税の申告と所得税の確定申告は 3月15日(水)が期限です

問合せ 市民税・県民税の申告については市民税課(☎51・2200)、確定申告については豊橋税務署
(☎52・6201※自動音声案内)、e-Taxについてはヘルプデスク(☎0570・01・5901)

HP 5782

市民税・県民税の申告

● 申告が必要な方

令和5年1月1日現在、市内在住かつ確定申告をしない、次のいずれかに該当する方

- (1) 給与・公的年金など、源泉徴収票に記載されていない控除を追加する
- (2) 収入が雇用保険・遺族年金・障害年金などの非課税所得のみ
- (3) 給与所得(退職所得を含む)や公的年金などに係る雑所得以外の所得(営業・農業・不動産など)がある
- (4) 令和4年中に収入がなかった(市内在住の親族の配偶者控除や扶養控除の対象者を除く)

● 申告方法

郵送で提出

申告書を市民税課(〒440-8501 住所不要)

市の会場で申告(日程は下表のとおり)

持ち物 マイナンバーカードまたはマイナンバーが確認できる書類、本人確認書類(運転免許証など)、給与・公的年金の令和4年分源泉徴収票、配偶者・扶養親族の収入金額が分かるもの、各種控除(社会保険料控除、生命保険料控除など)を受けるための証明書、筆記用具、医療費控除を受ける方は医療費控除の明細書

その他 2/1(水)~2/15(水)は市民税課で市民税・県民税の申告のみ受け付け可(所得税の申告は不可)



2/16(木)~3/15(水)に市の申告会場で所得税の申告(給与や年金など簡易なもの)を希望する方は、上記に加え、本人名義の預貯金通帳、マイナンバーカードの写し(確定申告書に添付用)もご用意ください。

医療費控除は明細書を作成してください。領収書では受け付けできません。



○市民税・県民税の受付日程など

時間 9:30~15:30

(市民税課は土・日曜日、祝日を除く、8:30~16:00)

入口から申告会場まで

バリアフリーで移動できます。



ところ	とき	ところ	とき
市民税課	2/16(木)~3/15(水)	本郷地区市民館	3/3(金)
視聴覚教育センター	2/16(木)、2/17(金)	東陵地区市民館	3/7(火)、3/8(水)
とよはし産業人材育成センター	2/21(火)、2/22(水)	大清水地域福祉センター	3/9(木)、3/10(金)
アイプラザ豊橋	2/28(火)~3/2(木)	石巻地区市民館	3/14(火)、3/15(水)

障害者控除対象者認定について

障害者手帳の交付を受けていない65歳以上で、要介護1以上の方または、おむつ使用証明書の交付を受けている方は、障害者控除の対象となる場合があります。本人または扶養者で認定書が必要な方は、長寿介護課まで申請してください。

問合せ 長寿介護課 (☎51・3131)

新型コロナウイルスの感染防止対策を行います

✓ ホームページで申告書を作成し、郵送で提出してください

豊橋市ホームページ内の「申告書作成ツール」で必要事項を入力し、市民税・県民税申告書を作成することができます。



申告書作成ツール



会場の混雑を避けるため、郵送での提出にご協力ください。

✓ 全ての申告会場で「順番待ち受付システム」を使用します

当日、会場またはホームページで整理番号をお受け取りください。

順番待ち受付時間は9:00～15:00(市民税課は8:00～16:00)です。

※会場の受付で取得する整理番号は、当日その会場でのみ有効。他の会場や別の日の予約不可

✓ 申告会場へ来場される方へのお願い

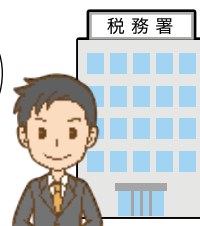
- マスクを着用する
- 入口で検温と手指消毒をする
- 周りの方との距離を保つ
- 発熱など体調不良の方は、来場を控える
- 混雑する時期(2/16(木)～2/21(火))や時間帯(開場直後)はなるべく避ける
- 開始時間まで会場に入らない
- 定員を超えた場合、会場外で待つ

所得税の確定申告

次のいずれかに該当する方は、税務署で申告相談をしてください。

- (1) 営業・農業の事業所得、不動産所得、土地・家屋・株式などの譲渡所得の確定申告をする
- (2) 損失の確定申告をする
- (3) 所得税の住宅借入金等特別控除(1年目)を受ける
- (4) 準確定申告をする

税務署では、1月から還付申告ができます。



● 申告方法

e-Tax(電子申告)または郵送で提出

スマートフォンやパソコンから、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」などで確定申告書を作成し、e-Taxまたは郵送で豊橋税務署(〒440-8504住所不要)へ提出



確定申告 検索

税務署で申告

とき 2/16(木)～3/15(水)の月～金曜日(祝日を除く)、2/19(日)、2/26(日) 9:00～17:00

ところ 豊橋税務署

その他 入場整理券(当日配布または国税庁LINE公式アカウントで事前発行)が必要



国税庁
LINE公式アカウント

確定申告に関する相談会

■ 年金受給者向け相談会

とき 2/2(木)～2/15(水) 9:00～12:00、13:00～16:00

ところ 豊橋税務署

対象 還付申告をする年金受給者ほか

その他 入場整理券(当日配布または国税庁LINEアカウントで事前発行)が必要

■ 税理士による無料税務相談

とき 2/16(木)～3/2(木) 9:30～12:00、13:00～16:00

ところ 市民税課

対象 次のいずれかに該当する方①前年分の所得金額が300万円以下の事業所得者、不動産所得者(消費税課税事業者の場合は、令和2年分の課税売上高が3,000万円以下の方)②給与所得者③年金受給者

持ち物 筆記用具、計算器具